

特定施設入居者生活介護

基本部分 ()内旧単位		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続未策定減算	
特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	542 単位 (538)	×70/100	- 10/100	- 1/100	- 3/100
	要介護2	609 単位 (604)				
	要介護3	679 単位 (674)				
	要介護4	744 単位 (738)				
	要介護5	813 単位 (807)				
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1	183 単位 (182)				
	要支援2	313 単位 (311)				
短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1	542 単位 (538)	×70/100	- 1/100	- 1/100	- 3/100
	要介護2	609 単位 (604)				
	要介護3	679 単位 (674)				
	要介護4	744 単位 (738)				
	要介護5	813 単位 (807)				

介護給付
 予防給付

加算名	単位数				
	1日につき	1月につき	3月を限度	6月を限度	
個別機能訓練加算	(I)	12 単位	●		
	(II)	20 単位		●	
入居継続支援加算	(I)	36 単位	●		
	(II)	22 単位	●		
生活機能向上連携加算	(I)	100 単位		●	
	(II)	200 単位		●	
		100 単位 <small>個別機能訓練加算を算定している場合</small>		●	
科学的介護推進体制加算		40 単位		●	
ADL 維持等加算	(I)	30 単位		●	
	(II)	60 単位		●	

加算名	単位数			
	1日につき	1月につき	3月に1回を限度	6月に1回を限度
若年性認知症入居者受入加算	120 単位	●		
夜間看護体制加算	(I)	18 単位	●	
	(II)	9 単位 (10)	●	
協力医療機関連携加算	(1) <u>相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合</u>	100 単位		●
	(2) <u>上記以外の協力医療機関と連携している場合</u>	40 単位		●
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位			●
退院・退所時連携加算	30 日を限度	30 単位	●	
退居時情報提供加算	1 回に限り	250 単位		
看取り介護加算	(1) (1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 単位	●	
	(1) (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 単位	●	
	(1) (3) 死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位	●	
	(1) (4) 死亡日	1280 単位	●	
	(II) (1) 死亡日以前 31 日以上 45 日以下	572 単位	●	
	(II) (2) 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	644 単位	●	
	(II) (3) 死亡日以前 2 日又は 3 日	1180 単位	●	
	(II) (4) 死亡日	1780 単位	●	
認知症専門ケア加算	(I)	3 単位	●	
	(II)	4 単位	●	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	10 単位		●
	(II)	5 単位		●
新興感染症等施設療養費	連続する 5 日を限度	240 単位		●
生産性向上推進体制加算	(I)	100 単位		●
	(II)	10 単位		●
サービス提供体制強化加算	(I)	22 単位	●	
	(II)	18 単位	●	
	(III)	6 単位	●	

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点（特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム））

名称	詳細
(変更) 入居継続支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。</p> <p>イ 入居継続支援加算(Ⅰ)：(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。</p> <p>(2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 尿道カテーテル留置を実施している状態</p> <p style="margin-left: 20px;">b 在宅酸素療法を実施している状態</p> <p style="margin-left: 20px;">c インスリン注射を実施している状態</p> <p>(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準（大臣基準告示・四十二の三）のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること。</p> <p>(4) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。</p> <p>ロ 入居継続支援加算(Ⅱ)：(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であること。</p> <p>(2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の5%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 尿道カテーテル留置を実施している状態</p> <p style="margin-left: 20px;">b 在宅酸素療法を実施している状態</p> <p style="margin-left: 20px;">c インスリン注射を実施している状態</p> <p>(3) イ(3)および(4)に該当するものであること。</p>
(変更) ADL維持等加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、以下に掲げる区分に従い、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象者の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p>

名称	詳細
	<p>(3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。</p> <p>ロ ADL維持等加算(II)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。</p>
<p>(変更)</p> <p>夜間看護体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するものとして、都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合は、(I)(II)いずれかを加算します。</p> <p>イ 夜間看護体制加算(I)</p> <p>(1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。</p> <p>(2) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p> <p>(3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 夜間看護体制加算(II)</p> <p>(1) イ(1)および(3)に該当するものであること。</p> <p>(2) 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。</p>
<p>(変更)</p> <p>協力医療機関連携加算</p>	<p>協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に、(I)(II)いずれかを加算します。</p> <p>(I) 協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項第1号および第2号に規定する要件を満たしている場合</p> <p>(II) (I)以外の場合</p>
<p>(新設)</p> <p>退居時情報提供加算</p>	<p>入居者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の照会を行った場合に、入居者1人につき1回に限り加算を算定します。</p>
<p>(新設)</p> <p>高齢者施設等感染対策向上加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。</p> <p>イ 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <p>(2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。</p>

名称	詳細
	<p>(3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号 A234-2 に規定する感染対策向上加算または医科診療報酬点数表の区分番号 A000 に掲げる初診料の注 11 および区分番号 A001 に掲げる再診料の注 15 に規定する外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。</p> <p>ロ 高齢者施設等感染対策向上加算 (II)</p> <p>感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上、事業所内で感染者が発生した場合に係る実地指導を受けていること。</p>
(新設) 新興感染症等施設療養費	<p>ホームが、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定します。</p>
(新設) 生産性向上推進体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかの加算を算定します。</p> <p>イ 生産性向上推進体制加算 (I) :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>(一)業務の効率化および質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保</p> <p>(二)職員の負担の軽減および勤務状況への配慮</p> <p>(三)介護機器の定期的な点検</p> <p>(四)業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>(2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>(3) 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化および質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>(5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>ロ 生産性向上推進体制加算 (II) :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)に適合していること。</p> <p>(2) 介護機器を活用していること。</p> <p>(3) 事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p>
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>

名称	詳細
(新設) 業務継続 計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。